


第3号様式(第33条関係)

公文書公開・非公開決定異議申立書

平成25年4月2X日

(宛先) 処分庁

防府市長 松浦正人様

異議申立人 氏名 

下記のとおり異議申立てをする。

記

1 異議申立人の住所、氏名、生年月日

住所 住所

氏名 氏名

生年月日 平成X年X月X日生(X歳)

2 異議申立てに係る処分

平成25年3月15日付け防電第57号による部分公開決定

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成25年3月23日

4 異議申立ての趣旨

非公開決定を取り消し公開とするよう求める

5 異議申立ての理由

別紙のとおり

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防府市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。

別紙

## 異議申立ての理由

(1) 異議申立て人は、平成25年3月4日、処分庁に対し、防府市情報公開条例に基づき、区域外再放送に係る協議にあたっての要望事項および平成24年5月開催の区域外送信に係る会議の記録の公開を請求した。

(2) 処分庁は、平成25年3月15日、上記請求に係る公文書を部分公開とする処分をした。

(3) 上記部分公開処分の根拠は、同条例第10条第1項とされ、その理由として、同条例6条第1項第1～3号に該当との記載がある。しかし、これらは、部分公開の理由とはならない。

(4) よって、異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

防府市長らがケーブルテレビの利用者を欺き、福岡県の地上デジタル放送を受信させず、基本チャンネルの料金を2年間近く詐取し続けている。

この場合、同条例6条第1項第1号(エ)と第2号(イ)(ウ)に該当する。

また、市が国等と共謀している場合は、同項第3号に該当しないものとする。

(5) 以上のように、本件部分公開処分は本条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

(6) 添付書類：処分庁らが詐欺を働いている根拠となる資料